

地籍調査をしていないと、こんな心配があります

1 土地取引が円滑にできない

土地を売買する際、隣地との境界確認に時間がかかったり、登記簿面積と実測面積が異なっているとトラブルの原因となり、土地取引が円滑にできないことがあります。



2 相続した土地がわからない

相続を受けた土地の正確な位置がよくわからなかったり、隣地との境界争いになることがあります。



3 災害後の早期復旧

地震、土砂崩れ、水害等の災害が起きてしまった場合、災害前の土地の境界が確認できない場合があり、早期に復旧をしようとしても、境界確認及び権利調整に時間を費やし、なかなか復旧工事にかかれなない場合があります。



4 公共事業の円滑化

道路、河川、土地改良、都市計画等の公共事業を実施する際、現地と登記の内容が一致していない場合があるので、計画策定、設計、用地買収のための各種調整に時間を要し、事業の進行の妨げになることがあります。

